

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

我が国の歯科健診は、母子保健法に基づく1歳6か月及び3歳になった全ての幼児に対する乳幼児歯科健診と学校保健安全法に基づく小学校、中学校、高等学校等の全ての児童・生徒に対する学校歯科健診が行われている。

また、成人期については、健康増進法に基づく40歳、50歳、60歳及び70歳の歯周疾患検診と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。事業所においては、労働安全衛生法に基づく、歯科健診が行われているが特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に対象が限られており、成人期以降の受診体制は十分といえない状況である。

近年、歯と口腔の健康維持は、生活習慣病の予防にも効果があるとされ、全身の健康を保持、増進するための重要な要素であるといわれている。人生100年時代を迎える中、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診機会を確保し、口腔内の健康を維持することが、健康寿命を延伸する上で極めて重要な意味を持つといえる。

本町においても、第3期精華町健康増進計画に則り、関係者の協力の下、歯と口の健康づくりに関する施策を推進しているところである。

こうした中、国において本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」にも、国民皆歯科健診に向けた取組を推進する旨を掲げたところである。

については、国におかれては、健康寿命の延伸などに向け、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診できる国民皆歯科健診を実現するため早急に具体的な検討を進めるとともに、以下の事項について措置されることを求める。

- 1 国民皆歯科健診の実現に向けて、歯科口腔保健の推進に関する法律の改正を含め必要な法整備を行うこと。

- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に当たっては、地方自治体をはじめとする関係者の意見を十分に反映できるよう必要な措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の着実な実施のために、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口の健康づくりや歯科健診の重要性についての啓発と定期的な受診勧奨を行い、歯科疾患の発症、再発及び重症化の予防などにつながる効果的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）